*対応方法欄の対応例を削除又は編集し、具体的な措置について記入してください。*

【一般則】技術基準適合表（第一種貯蔵所 容器 配管接続あり）

＜対象ガスの例＞

液：液化ガス　燃：可燃性ガス　毒：毒性ガス　酸：酸素ガス　特不：特定不活性ガス

特：特殊高圧ガス　ア：アセチレンガス　五ヒ：五フッ化ヒ素等　三窒：三フッ化窒素

空：圧縮空気　エ：酸化エチレン　水：水素

＜高圧ガス保安法　法律第１６条第２項関係＞

**貯蔵所の位置、構造及び設備に係る事項**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 23 | １ | １ |  | 設備距離 | 第１種保安物件：　　　　 　 第２種保安物件：  第１種設備距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  第２種設備距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付図面  No. |
| 容器置場（第６条の準用） | ・**第６条第１項第42号イ、ロ及びホからヌまで**の基準に適合すること**［別表１］** |  |
|  |  | ２ |  | 第６条の準用  （高圧ガスの通る部分に限る） | ・**第６条第１項第11号から第13号まで**の基準に適合すること**［別表１］** |  |

**［別表１］**一般則第６条第１項の準用

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | １ | 11 |  | 耐圧試験  【参照】製造細目告示４条  例示基準７ | ・耐圧試験の試験方法を示すこと   * 完成検査までに耐圧試験の結果等を示すこと * 認定品等（大臣認定者試験品、KHK検査品、特定設備検査品等）の場合は、完成検査までに認定証等を示すこと   ※機器一覧表等に、認定等の有無を記載する | 添付資料  No. |
|  |  | 12 |  | 気密試験  【参照】製造細目告示５条  例示基準７ | * 気密試験の範囲及び試験方法を示すこと * 完成検査までに気密試験の結果等を示すこと   ※フローシート等に、試験範囲を図示する | 添付資料  No. |
|  |  | 13 |  | 高圧ガス設備の強度  【参照】例示基準８ | * 構造図、強度計算書等を添付すること   ※強度計算に使用した箇所（最小肉厚部）を図示する   * 認定品等の場合は、完成検査までに認定証等を示すこと * 例示基準又は特定則の規定に基づく強度計算ができない構造を有する高圧ガス設備の場合、強度の確認方法を示すこと | 添付資料  No. |
| 容器及び容器置場 | | | | | | |
|  |  | 42  イ |  | 容器置場の明示及び警戒標  【参照】例示基準１  県指導指針６(5)［別表３］ | * 外部から見やすいように警戒標を掲示すること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ロ | 燃  酸 | 容器置場の階数 | * 可燃性ガス及び酸素の容器置場は一階建とすること（断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く） * 圧縮水素（充塡圧力20MPa以下のもの）のみ、又は酸素のみの場合（不活性ガスを同時に貯蔵するものを含む）は二階建以下とすること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ホ |  | 直射日光を遮る措置  【参照】例示基準34  例示基準35 | * 直射日光を遮るための措置（ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方に解放されることを妨げないものに限る）を講ずること * 必要に応じて、シリンダーキャビネットへ収納すること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  へ | 燃  特不 | 滞留しない構造  【参照】例示基準６  県指導指針６(1)［別表３］ | * 開口部の面積や機械通風装置の能力とその位置を示すこと | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ト | 注１ | 自然発火に対する措置等  【参照】例示基準36 | * ジシラン等が漏えいし、自然発火したときに安全である容器置場とすること * 使用する材料（不燃性又は難燃性材料）を明示し、必要に応じてシリンダーキャビネットへ収納すること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  チ | 特  五ヒ  注２ | 除害措置  【参照】例示基準28  例示基準29  県審査基準４(2) | * ガスが漏えいしたときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  リ |  | 二階建の容器置場の構造  【参照】製造細目告示11条の6 | * 告示で定める構造であること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ヌ | 燃  特不  酸  三窒 | 消火設備の設置  【参照】例示基準31  県指導指針６(3)［別表３］ | * 容器置場には適切な消火設備を設置すること   ※消火器の能力や本数を明示する  ※設置位置を図示する | 添付資料  No. |

注１：ジシラン、ホスフィン、モノシラン

注２：亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン、硫化水素を含む

＜高圧ガス保安法　法第１５条第１項関係＞

**貯蔵の方法に係る事項**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 18 |  | ２  イ | 燃  毒 | 通風の良い場所 | * 可燃性ガス又は毒性ガスの充塡容器等による貯蔵は、通風の良い場所ですること   ※容器置場の設置位置、構造等を図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ２  ロ |  | 第６条の準用 | * **第６条第２項第８号**の基準に適合すること**［別表２］** |  |
|  |  | ２  ハ |  | シアン化水素容器の点検 | * シアン化水素を貯蔵するときは、充塡容器等について１日に１回以上ガスの漏えいのないことを確認すること | 添付資料  No. |
|  |  | ２  ニ |  | シアン化水素容器の貯蔵 | * シアン化水素の貯蔵は、容器に充塡した後６０日を超えないものをすること * ただし、純度９８％以上で、かつ着色していないものについては、この限りでない | 添付資料  No. |
|  |  | ２  ホ |  | 車両等における貯蔵の制限 | **対象： 貯蔵の許可及び届出した施設を除く**   * 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ２  へ |  | 一般複合容器等の貯蔵期限 | ・一般複合容器等は、刻印等で示された年月から15年を経過したもの及び充塡可能期限年月を経過したものは、高圧ガスの貯蔵に使用しないこと | 添付資料  No. |

**［別表２］** 一般則第６条第２項の準用

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 容器置場の基準 | | | | | | |
| ６ | ２ | ８  イ  ロ |  | 容器置場の区分 | * 充塡容器と残ガス容器は区分すること * 可燃性ガス、毒性ガス、酸素の容器等は区分すること   ※容器置場の平面図等に、ガス種毎の配置場所を明示する | 添付資料  No. |
|  |  | ８  ハ |  | 容器置場に置くことができるもの | * 計量器など作業に必要なもの以外置かないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ８  ニ | 注１ | 火気等の制限  【参照】例示基準53 | * 容器置場の周囲２ｍには、火気の使用を禁じ、引火性または発火性の物を置かないこと * 火気等からの距離が２ｍ未満の場合には、火気等から有効に遮る措置を講ずること   ※平面図等に、火気使用制限範囲を明示する | 添付資料  No. |
|  |  | ８  ホ  へ |  | 容器の温度  【参照】県指導指針６(2)［別表３］ | * 充塡容器等は、常に40℃（超低温容器又は低温容器にあっては，容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと * 圧縮水素運送自動車用容器は、65℃以下に保つこと | 添付資料  No. |
|  |  | ８  ト |  | 転落転倒防止措置  【参照】例示基準54 | **対象：内容積５Ｌ超える容器**   * 転落、転倒を防止する措置を講じ、粗暴な扱いをしないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ８  チ | 燃 | 容器置場の燈火 | * 容器置場に携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと | 添付資料  No. |

注１：不活性ガス（特定不活性ガスを除く）及び空気を除く

**［別表３］**

＜県指導指針＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指針 | | 対象ガス | 内容 | 対応方法 | 備考 |
| 条 | 号 |
| ６ | １ |  | 滞留しない構造 | **対象：一般則の適用を受ける容器置場（貯蔵所のみ。以下、同じ）**  ・例示基準に定めるほか、貯蔵するガスの比重が空気より大きい場合の下部換気口の通風可能面積は、床面積１ｍ２あたり300cm２以上であること | 添付資料  No. |
|  | ２ | 燃  酸 | 容器置場の散水 | **対象：可燃性ガス及び酸素を100m3又は１ｔ以上貯蔵する容器置場**   * 容器置場の床面積１ｍ2につき、毎分２リットル以上の水量を20分間以上連続して放水できる散水装置を設けること | 添付資料  No. |
|  | ３ | 毒 | 消火器の設置 | **対象：毒性ガスを貯蔵する場合**  ・毒性ガスを貯蔵する場合は、迅速に対応できる距離に消火器を設置すること | 添付資料  No. |
|  | ５ |  | 責任者等の掲示 | * 同一敷地内に事務所がない容器置場は、敷地外から見えやすい場所に、高圧ガスの名称、責任者名称、緊急時の連絡先を明示した掲示板を設置すること | 添付資料  No. |